

(電子メール施行)

R3 健障支第 1369 号

令和 3 年 9 月 6 日

市内各外部サービス利用型共同生活援助事業所 管理者 様
市内各相談支援事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局障害者支援課長

外部サービス利用型共同生活援助における受託居宅介護サービスの
支給量の決定に係る取扱いについて (通知)

平素より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、外部サービス利用型共同生活援助における受託居宅介護サービスの支給標準時間等については国から示されているところですが、改めて本市の取扱いを下記のとおり通知いたします。

サービス等利用計画案の作成にあたっては、外部サービス利用型共同生活援助事業所及び相談支援事業所間で連携を図り、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 受託居宅介護サービスの概要

(1) 対象者

外部サービス利用型共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分 2 以上に該当する方で、受託居宅介護の支給決定を受けている方。

(2) 受託居宅介護サービスの種類

指定居宅介護 (身体介護を伴う場合に限る。) とする。

2 受託居宅介護サービスの支給決定基準

(1) 支給標準時間

受託居宅介護サービスの支給決定にあたっては、次の支給標準時間の範囲内に収めることを基本とする。

障害支援区分	支給標準時間
区分 2	150 分/月
区分 3	600 分/月
区分 4	900 分/月
区分 5	1,300 分/月
区分 6	1,900 分/月

(2) 支給標準時間を超える場合の判断基準

上記の支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量を確保することが難しい場合には、以下の①又は②に該当する場合に限り、障害支援区分判定等審査会の意見聴取を経た上で、上記の支給標準時間を超えて支給決定を行う場合がある。

- | |
|---|
| <p>① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型共同生活援助を行う事業所において、当該支給申請を行う者以外の利用者が次のいずれかの条件を満たす場合</p> <p>(ア) 受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、又は、希望する利用者がいない場合</p> <p>(イ) 受託居宅介護サービスを受けている、又は、希望する利用者のすべてが障害支援区分2以下である場合</p> <p>② 障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勧案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市が認めた場合</p> |
|---|

2 留意事項

- ・受託居宅介護サービスの提供にあたっては、上記基準のほか、指定基準省令、報酬告示及び留意事項通知を遵守すること。
- ・上記「支給標準時間を超える場合の判断基準」の①に該当し、支給標準時間を超える場合は、全利用者の区分等がわかる資料を各区役所・宮城総合支所へ提出すること。
- ・体験利用の場合の取扱いも同様とする。

担当：施設支援係 鈴木

TEL：214-8188 FAX：223-3573

E-mail：shisetsushien@city.sendai.jp